

5. なぜ「人権」なのか—「個人の尊厳」の重み

- 立憲主義の本質的要請—権力分立と権利保障→個人を構成要素とする近代社会
- 社会的圧力からの個人の解放→「場の空気」「みんな一緒」

1. 人一般の発見＝個人の解放としての人権

- 「人一般」の発見→身分制による拘束と保護からの解放
- 個人対国家の二極構造＝中間団体による圧力や束縛の排除
→国家への権力集中が個人の自由・解放＝人権を可能にする
- 主権と個人との緊張関係
- 集団から解放された個人 ⇔ 「会社社会」「仲間優先」の共同体主義
- 私益の公認
→個人の解放の前ふれ
→私益（お金）のために、個人の思想・良心を押し流してしまう
- 裁判判例
 - ・玉東中学校丸刈り校則事件：丸刈りを強制しても教育指導上の裁量逸脱ではない（熊本地判 1985.11.13）
 - ・八幡製鉄政治献金事件：「自然人たる国民と同様」の「政治的行為をなす自由」を会社に認めた（最大判 1970.6.24）
 - ・サンケイ新聞意見広告事件「被害者が個人である場合と法人ないし権利能力のない社団、財団である場合」で差異が無い（最判 1987.4.24）
 - ・自衛官護国神社合祀事件：精神的苦痛に対しては、自己の信仰生活が害されたことによる不快感に対して損害賠償などを認めることは、かえって相手方の信教の自由を害することになる（最大判 1988.6.1）
 - ・南九州税理士会政治献金事件：政治献金のための特別会費の徴収は目的の範囲外の行為であり無効（最判 1996.3.19）
- 「社会通念」や「慣習的価値観」をどう捉えるか？

2. 特に「法人の人権」をめぐって

- 「法人の人権」ではなく、「法人からの人権」
- ルソー：国家と個人の二極構造
- トクヴィル：自由な諸個人による国家に「自由の防壁」としての役割を期待する
- レイプハルト：多極共存型デモクラシー
→権力分立の担い手としての団体。多元的な参加への諸形態。
- 国際人権B規約「当該少数民族に属する者」
→二風谷ダム事件：「その民族に属する個人」が「民族固有の文化を享有する権利」（札

幌地判 1997.3.27)

3. 外国人の人権

- マクリーン事件：「基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、わが国に在留する外国人に対しても等しく及ぶ」（最大判 1978.10.8）
- 参政権：外国人による地方参政権は保障されているわけではないが、立法措置によって参政権を与えることは可能（最判 1995.2.28）
- 「わが国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす活動等外国人の地位にかんがみこれを認めることが相当でない」と解されるものを除き、その保障が及ぶ」（前述マクリーン事件判決）
- 「公権力の行使または国家意思の形成への参画にたずさわる公務員」は日本国民に限る（人事院見解）
- 外国人の公務就任→参政権 or 幸福追求権、職業選択の自由
- 開かれた社会への努力

第 13 条 個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉

第 15 条 公務員選定罷免権、公務員の本質、普通選挙の保障、秘密投票の保障

第 18 条 奴隷的拘束及び苦役からの自由

第 19 条 思想・良心の自由

第 20 条 信教の自由

第 21 条 集会の自由、結社の自由、表現の自由、検閲の禁止、通信の秘密保障

第 22 条 職業選択の自由、居住移転の自由、外国移住及び国籍離脱の自由

第 23 条 学問の自由

第 24 条 家族生活における個人の尊重と両性の平等

第 25 条 生存権、国の社会的使命

第 26 条 教育を受ける権利、義務教育

第 27 条 勤労の権利及び義務、勤労条件の基準、児童酷使の禁止

第 28 条 勤労者の団結権

第 29 条 財産権

第 30 条 納税の義務

第 31 条 デュー・プロセス・オブ・ローの保証

第 32 条 裁判を受ける権利

第 35 条 住居の不可侵

第 36 条 拷問及び残虐刑の禁止

第 37 条 刑事被告人の権利